

翻刻

小學讀本

四

特34

970

新書育影本目			
四		三	
五册	三號	三架	六函

明治七年五月
文部省

小學讀本

明治十五年九月學校用翻刻

小學讀本四

例言

- 一 卷中きべて煩雜を除き要領を擧げて幼童の誦み易のらむ事を要し
- 一 文辭きべて雅俗を撰ばざりて語路のさをも無きを主とせむるは是より幼童の耳に入り易のらむがためあり
- 一 編纂の次序ハ類を以て相從へて古今と内外とを別たさむ

一古今忠臣義士烈婦貞女枚舉をべからむ今此編の如きハ世よ著き者を聊記載するのみ也

明治六年八月

小學讀本卷四

○第一課

那珂通高 撰
稲垣千頴

賢愚の今
より所以
何如

天性を賦
する者何
如

人の天性を至りて相近きものあるを賢愚の遠く分るる所以を幼時より學ぶと學をざるを勉むると勉めざればとあり勉めて學ぶ時ハ人々皆大人君子とあるを又文人才子とも成る事を得べしらく天然の才智を禀けある身にて學を勉めば終ふ自不才無智の人とあるハ即所謂自暴自棄にして其天性を賦するものと云ふべし歎むべきの甚しむる所ら也

○第二課

大人君子
とある所
由何如

古より大人君子と言ふも、人々たゞ至誠の心より忍耐の念を生じ、或ハ職務を勉勵し、或ハ學問を切磋し、て小事微物をも苟且よせざば、より大業を成し得たるを、此れありされバ一の誠心百般の事を成し得可し、若し誠心なき時ハ必諸事を苟且ゆ一むび、跌けバ氣を喪ひ業を廢さるふ至る所謂九仞の功を一簣よかくものよて、積年の辛勞徒おとと成らん人よ多、伶俐あるも痴鈍あるも有せど、伶俐ありとて自怠る處からば

痴鈍よく
大業を
成し得る
みち何如

痴鈍あるとて自棄つべからば、馬を疾く走るものよせど、勉めむしてハ遠きよ至るよと能ハむ牛ハ歩の遅きものよれど、久しくして怠らざる時ハ千里の遠きにも達し、べけむバ各至誠の心を以て、忍耐の念を失ハむ、已が志したる所



をなさむとを要さべし

○第三課

艱難を畏
むべき所
以何如

身の貧賤なれば却りて進達の助なき就中才藝
を琢磨するにハ貧賤ならざれば志氣堅確あり
難し古より身を微賤より起して顯貴に陞り或
を貪窶にして才藝を成し得たる人枚擧む可
らむとせば艱難汝を玉ふはとも又人の徳慧術
智あるもの恒に疾疾ふ存まともいへば貧賤ハ
一時の勞もして後來の榮を招く基ふれば貧賤
を以て身の勉勵を廢さべし

○第四課

智と才と
を得る術
何如

實際經驗
の殊に益
ある所以
何如

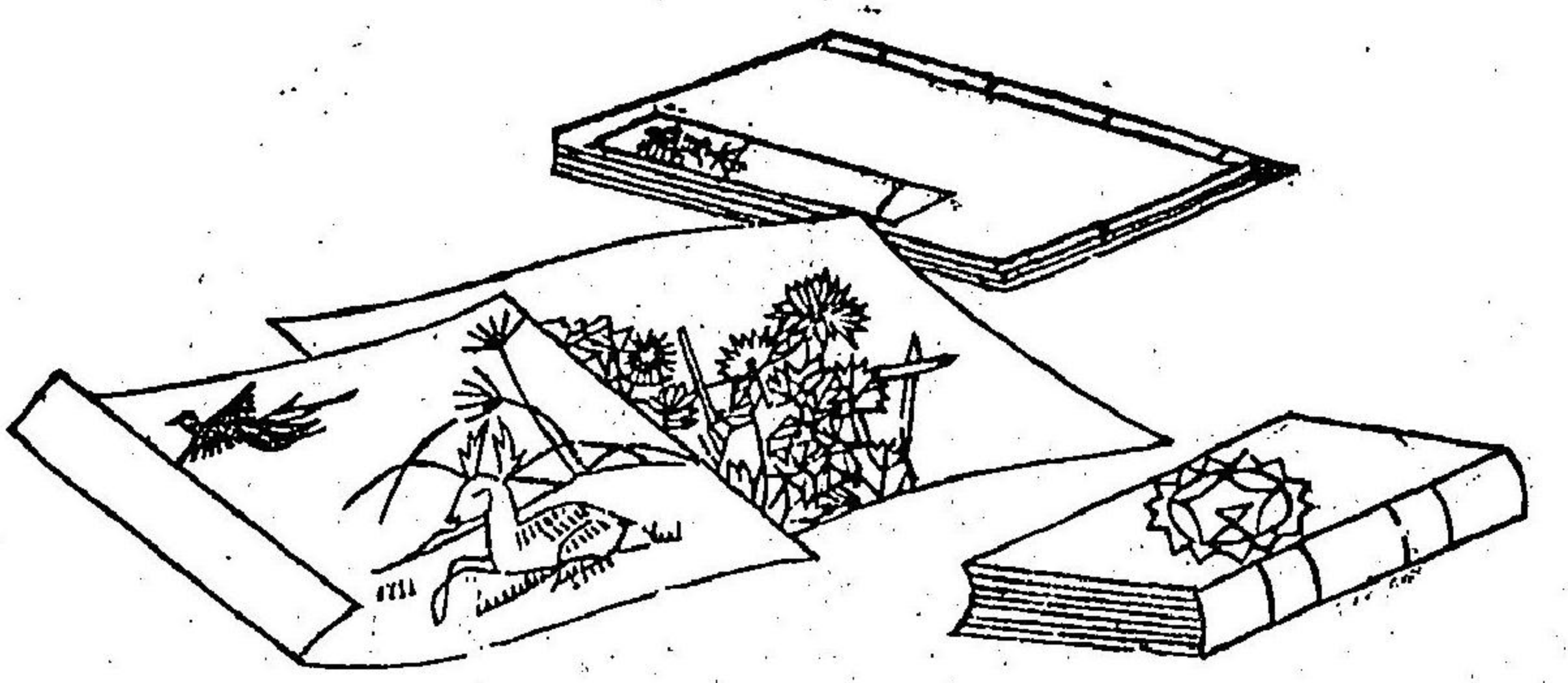
智ハ學びて得べく才ハ勉めて達せざる其學び
て智をえ勉めて才を達せんとはるにハ精力を
出して職事を務め家居平常に於て諸般の事
當りて親しく實際經驗するに過ぎたるもの
ある事あり人々日用行事の上ふ就てよく注
意し身を修め己ふ克つはとも力を用ふる時
往々として學ぶらざるはと多く事として教
らざるはと無きは外國の人多自勞して得
る處ハ讀書よて得たるものより多く自事を行

書を讀む
 ても猶無
 益の者
 たる所以
 何如

ひて得る處ハ學習よて得たるものより委しく
 親しく人品を觀て得る處ハ古人の史傳よて得
 た處ものよ功ありされ何とされハ實際經驗
 するハ其意を用ゐる處と誠なき也といへり
 實よ此處ふ力を用ゐる時ハ誰よても實學の要
 を得て當然の職務を盡し事理よ達する事容易
 りて彼書冊よも學び得る處の者トハ霄壤の
 差ある處とふれハ受業の幼童をまづ此處よ着
 目せざる然らざれば日ふ千卷の書を讀み萬言
 の語を誦さるとも所謂蛙鳴蟬噪よ均くして又何

鳥獸草木
 等に至る
 すが有る
 可なり
 其所以何
 如

の益あらんや
 ○第五課
 人の才智を長するハ實
 學よまづくものありせむと
 り其次ハ書ふ就き人よ
 よりて天下よあらゆる
 鳥獸蟲魚草木金石等の
 類よづ其名を知り又其
 性と用とを知る處よさ
 て後よ之を平居日用の



器械を施し之を人生必需の薬餌を製し或ハ食
の供し或ハ衣服并は諸般の用を充てし上ハ造
化の功を助け下ハ人生飢寒の憂を救ひ益精勵
して未發の用をも考へ出つべきためふせむ微
物を捨てば小物をあなどらばして必む近きよ
里遠きに及ぼし卑きよを高きよ至らん此志を
立つ可し

○第六課

實學を務め萬物を知る外ハ多く前言往行を知
るも亦才智を長むる道ふして就中善人君子英

前言往行
の教訓と
あり所以
何如

雄豪傑の言行ハ人をしめて自砥礪せしむる教訓
と多し其のよみて裨益最多し其高潔の志信實の
行を觀て私に淑くまふ時ハ人々自無疆の幸福
を得不朽の名聲を立つるも足せり然れどもた
だも古人は言行のみを尊びて今人ハ及ばぬも
のと自畫る處ららぬ鳥獸草木其他百般の品物
古よ異らぬを特人のみ古今の差有る可き理ふ
しただ勉むると勉めざるも依る事あり今の
人と雖も勉強の功よ由りて懸る古人よ勝る
事もいさで成し得ざらん古人も後生可畏と

云ひまゝ故きを温ぬて新しきを知るとも云へ
里たゞよ古きを温ぬるのみまてハ無用の事也
新しきをば知りてあそ人お師ともある可けせ
バ此篇を讀む者ら此藍より出でる藍より青
しと云へるが如く古人の言行を見て古人より
此一層勝りたる言行あらむやう勉めむバある
べしつらむ

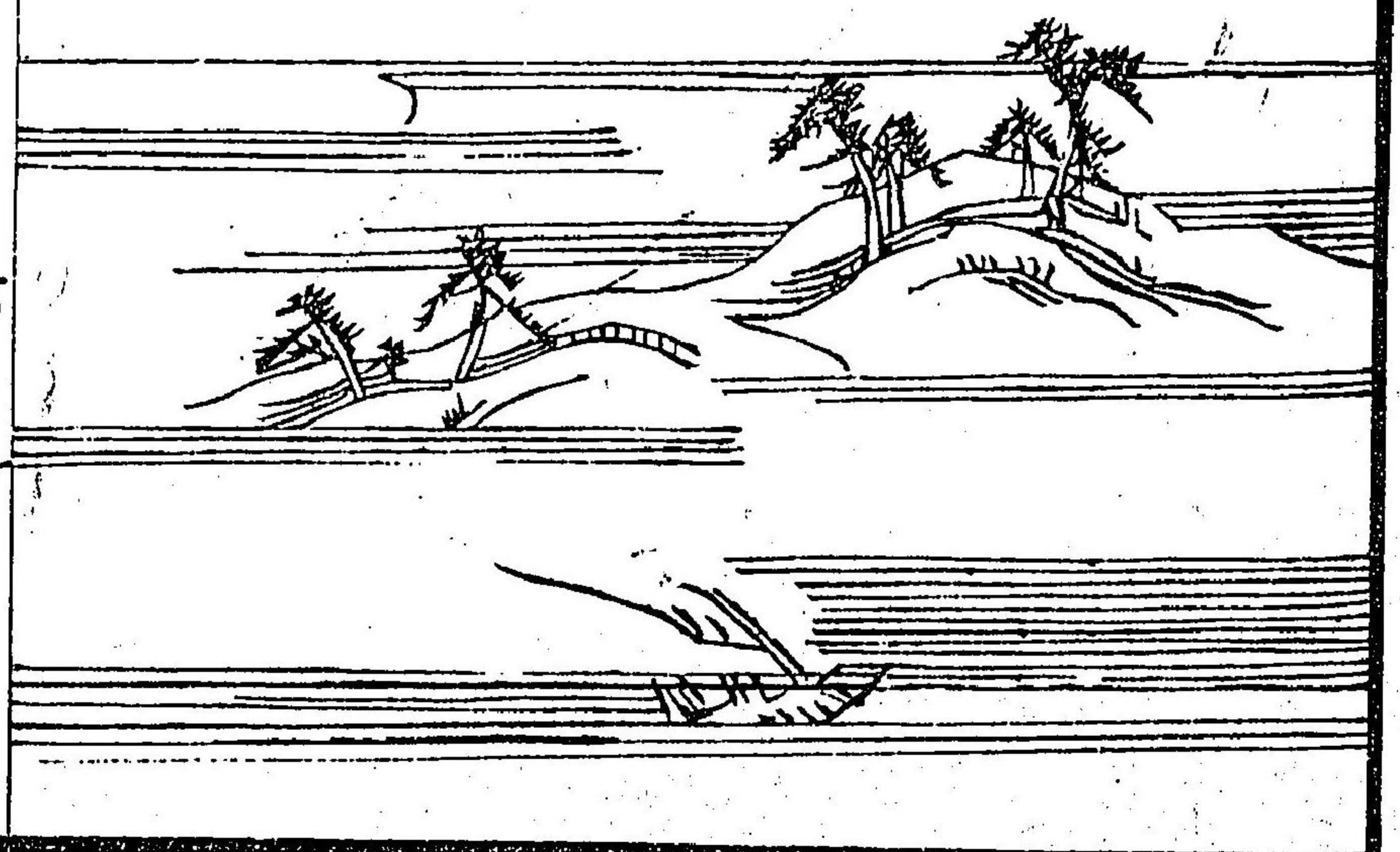
○第七課

神武天皇既よ中洲を平げ大和の畝傍の橿原の
宮より御位ふ即き賜ひしよ里四年詔ありて

神武天皇
の靈時を
立て賜ふ
所以何如

我の皇祖の靈遠と天よ
照臨して朕の躬を助
け玉へるふより諸の虜
ども易と平ぎて天下よ
憂ふ朕ハ天神の御子
多きバ今天神を祀りて
大孝を申ぶ可しとて即
靈時を鳥見山よ立て賜
へ玉

○第八課



淫祀と云ふハ何如

己の齋とべき神をおきて漫ふ他の神を祭るハ淫祀と云ふ淫祀ハ福無しと云へる昔皇極天皇の御世は秦河勝と云ふ人あり其頃大生部多と云ふ者巫覡をして事々しく酒肉を路傍に陳ぬ蠶ふ似し虫を祭らしめて此ハ常世の神也此を祭らば貧人ハ富を得老人ハ少は還らむと云ふ世なるふよきて人々其詐りは欺られて財産を傾けて祭るなるを河勝其良民を惑はるを惡みて多の身を痛く撫ち懲りたりと云ふ巫覡等皆畏れ其事を止めたるふよきて時人歌を作

りて河勝が勇断をほめたり

うづまさハ神とも神と聞え來は常世の神を打ちきたまはるも

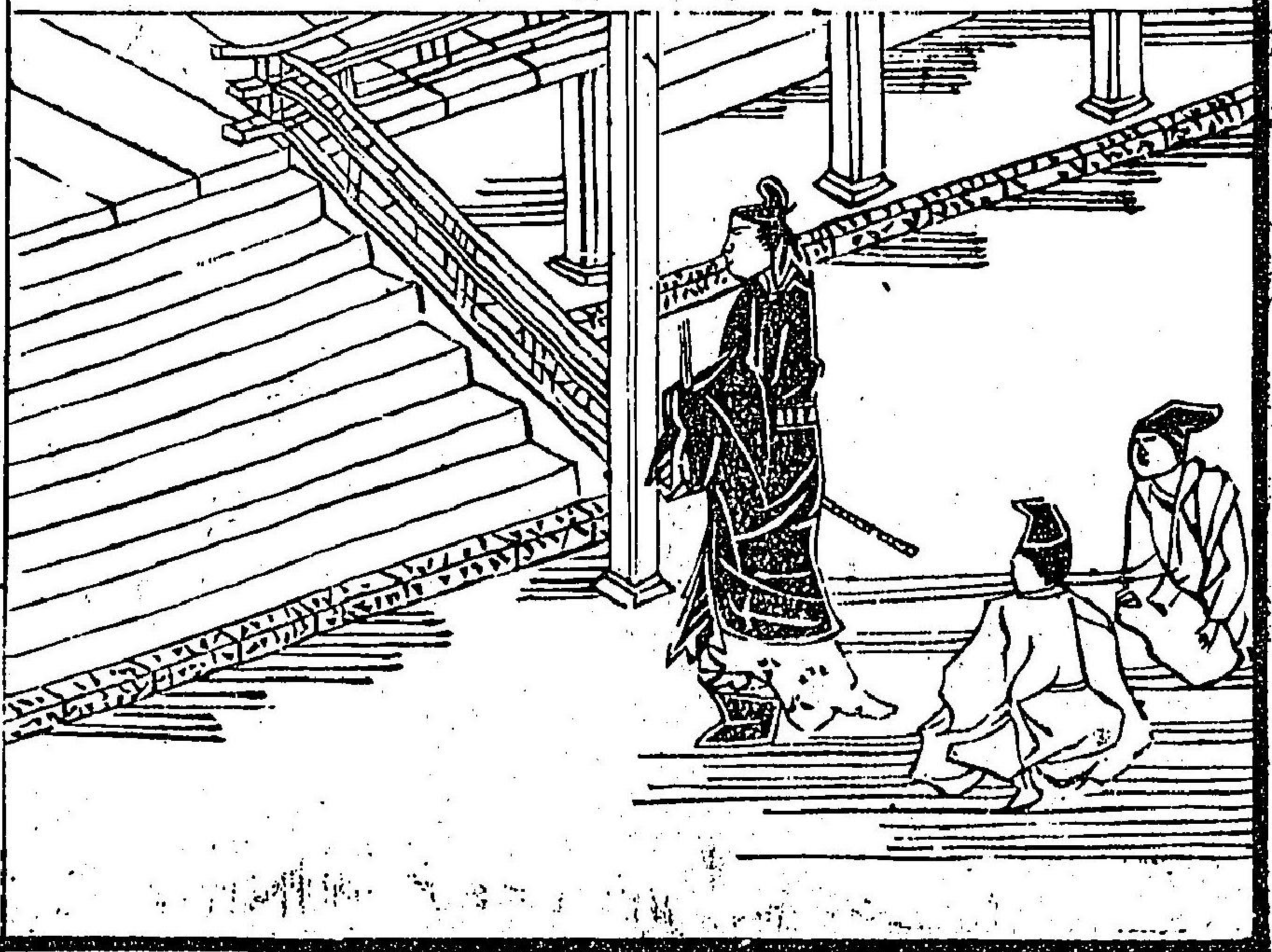
○第九課

和氣清磨ハ稱徳天皇の御世の人あり天皇僧道鏡を寵し賜ひしゆる太宰主神中臣習耳阿曾磨といふ者諂ひて道鏡をして皇位は即のしめを天下必太平あらむとハ幡大神の託宣し賜へるよ矯り奏しければ天皇清磨を近く召して汝疾く筑紫は往き神勅を承りて來可しと詔へる

道鏡もまた清曆ふ向ひて大神の使を乞ひ玉へ
 汝を我を皇位に即けむとの託宣也汝宇佐に往
 きて神教を承りて我が望の如くせむ汝を以て
 太政大臣と為むと我が意に違はざる重科の處
 までと云ふ清曆宇佐より還りて我が國家開
 闢以來君臣の分定め皇臣を以て君とせざる事ハ
 ありと汝有らば天都日嗣ハ必皇胤を立て無
 道の人ハ早く除くぞと神勅ありと奏し
 けむ道鏡大に怒りて清曆の官を奪ひて大隅
 國に流したり翌年光仁天皇御即位有りて道鏡

清曆復奏の語何如

きバ命計をいけて下
 野國の薬師寺を造る
 別當よせられ阿曾曆
 をむ多禰島の島守ふ
 貶し清曆をむ大隅國
 よ皇召し上せて本位
 を授け賜ひ後卒して
 正三位を贈られたり
 いま西京の高尾山に
 祭むる護王明神と云



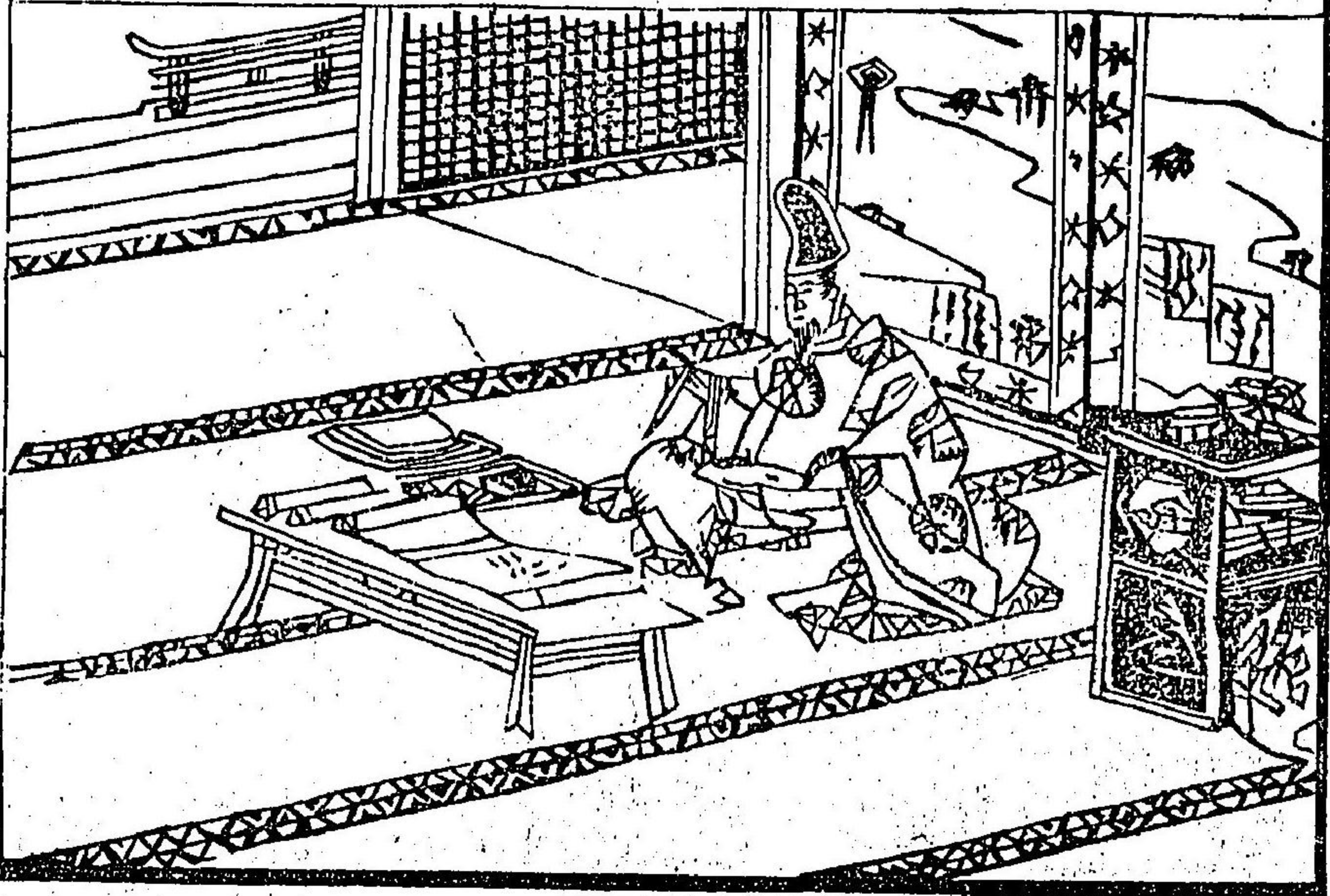
此清曆のそとあり君の事あるものハのくあら
よわくお我

第十課

西京多處北野の社を贈正一位太政大臣菅原道
真公を祭る所より公正三位右大臣ふて昌
泰三年九月十日大内の宴に侍りて大鏡の八重陽とあり
君富春秋臣漸老 恩無涯岸報猶遲 とい
ふ詩を作りて仙洞御所へ奉りてけりて感の
餘に御衣を賜ひたるを翌年四月本院大臣時平
公の讒によりて俄に太宰権帥に左遷せられた

菅公の太
宰に遷り
れども所
以且其年
月ハ何如

れど猶君を念ふ情厚く
して彼御衣を朝夕身よ
離さば副へられくり同
年九月昔日の事を思ほ
し出でし懐舊の情も堪
へば
去年今夜侍清涼秋思
詩篇獨斷腸恩賜御衣
猶在此捧持日日拜餘
香



と詠ト賜へり凡べて忠臣義士の節操ハ變ある
時よ至りて著る讒よ遇ひて遠所よ謫せられ
からちほ君を慕ふ心の深きハ萬世忠臣の鑑と
ゆふ可きあり

○第十一課

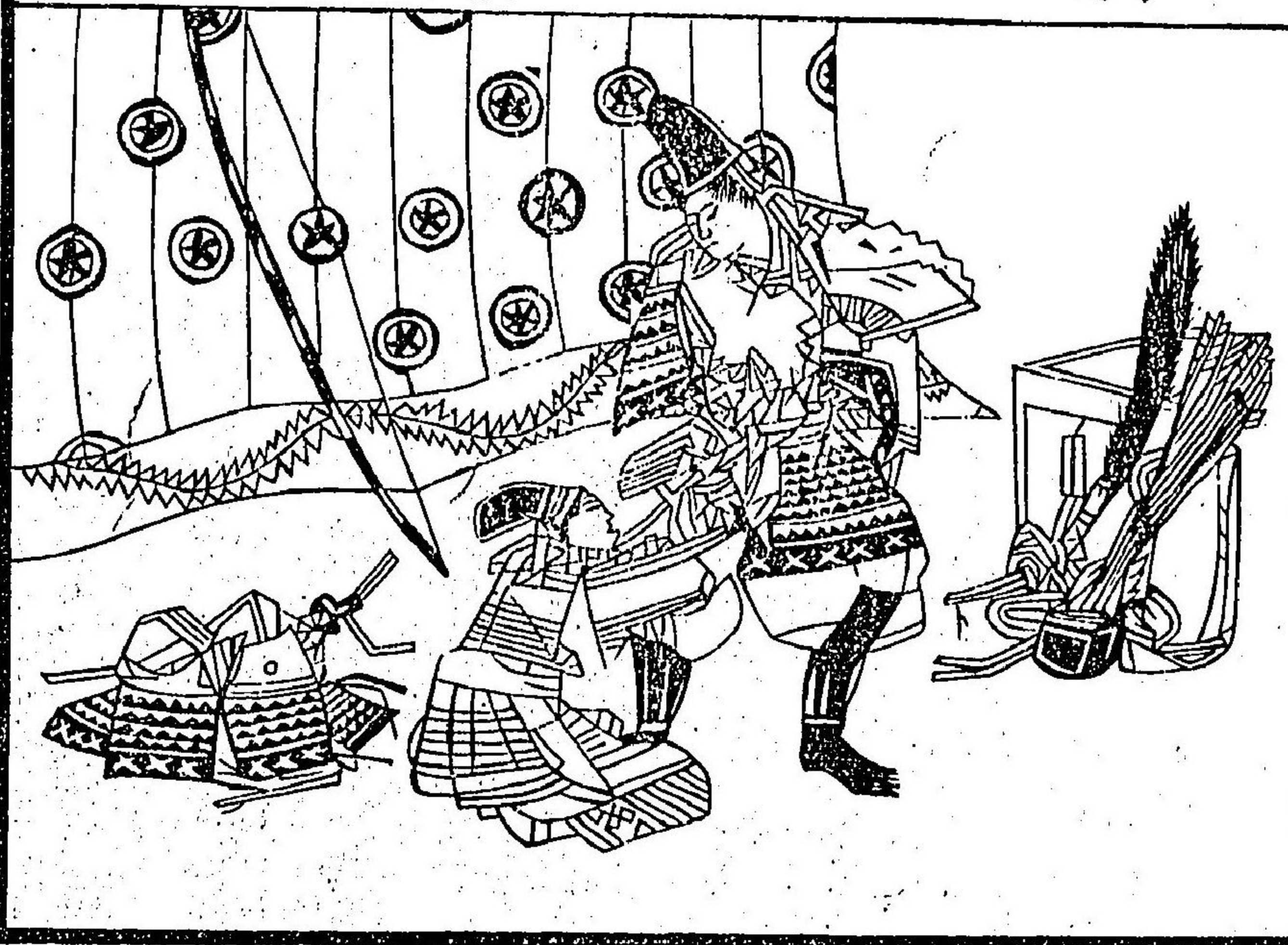
事よ臨みてハ難を辞せば身を殺して節を全く
まゐるハ臣の義あり元弘三年村上彦四郎義光ハ
其子義隆と共に護良親王よ從ひ吉野の城よ籠
りたるを東國の賊軍四方よ攻め圍みありけ
れば城兵多く討死し宮も今を限りと思し召し

義光の護
良親王を
落し奉り
たる取計
い何如

て親ら短兵よて切廻りたまへり是時義光ハ追
手の木戸よ戦ひける敵の箭十六筋を鎧よ折
りけて勇氣撓まば宮の御前よ畏まきて賊勢益
盛に候へば宮ハ一方を撃ち敗りて落ちさせたま
へ但御跡よ止りて戦ふ者無くば敵兵君の御
後を追ひ参らせむ恐れあせども御召しの錦の直
垂と御物の具よを賜はりて御名を冒し奉り暫
し賊を欺き候えんとて御鎧の上帯解き奉れ
宮ハいみみおねて涙あぐら落ちさせたまへり
子の義隆ハ今年十八歳あるが父の自殺せむ時

義光の其子
を誨へ
言何如

同トく腹切らんとて
えせ來とりけるを義
光止めて父子の情ハ
さゆ事あれども徒マ
死せむよまハ宮の御
行方見えそて参らせむ
よ一かどと辞を盡
て誨へけせバ義隆カ
あく宮の御供せま義
光櫓より遙マ宮を



義隆の討
死いた
志何如

見送り奉まて思ひ定めたる如く腹のき切りて
仆れけせバ賊軍あせび見て宮の御自害あり我
先マ御首賜ハラむと圍を解きて集り來る其間
マ宮ハ引違へて落させ賜ふを吉野執行の兵五
百騎討まて道を遮り奉れり今ハ遁せ得させ賜
ふべくも見えざるける故義隆一人踏ミ止まり
て半時計支へけれども其身十餘所の創を蒙り
ぬいまハ宮も遠く落のびなまひぬらん賊の手
ふかマ至て死あんとまハとて一叢竹の中マ走
せ入至て腹のき切りて失せあり此間ハ宮ハ虎

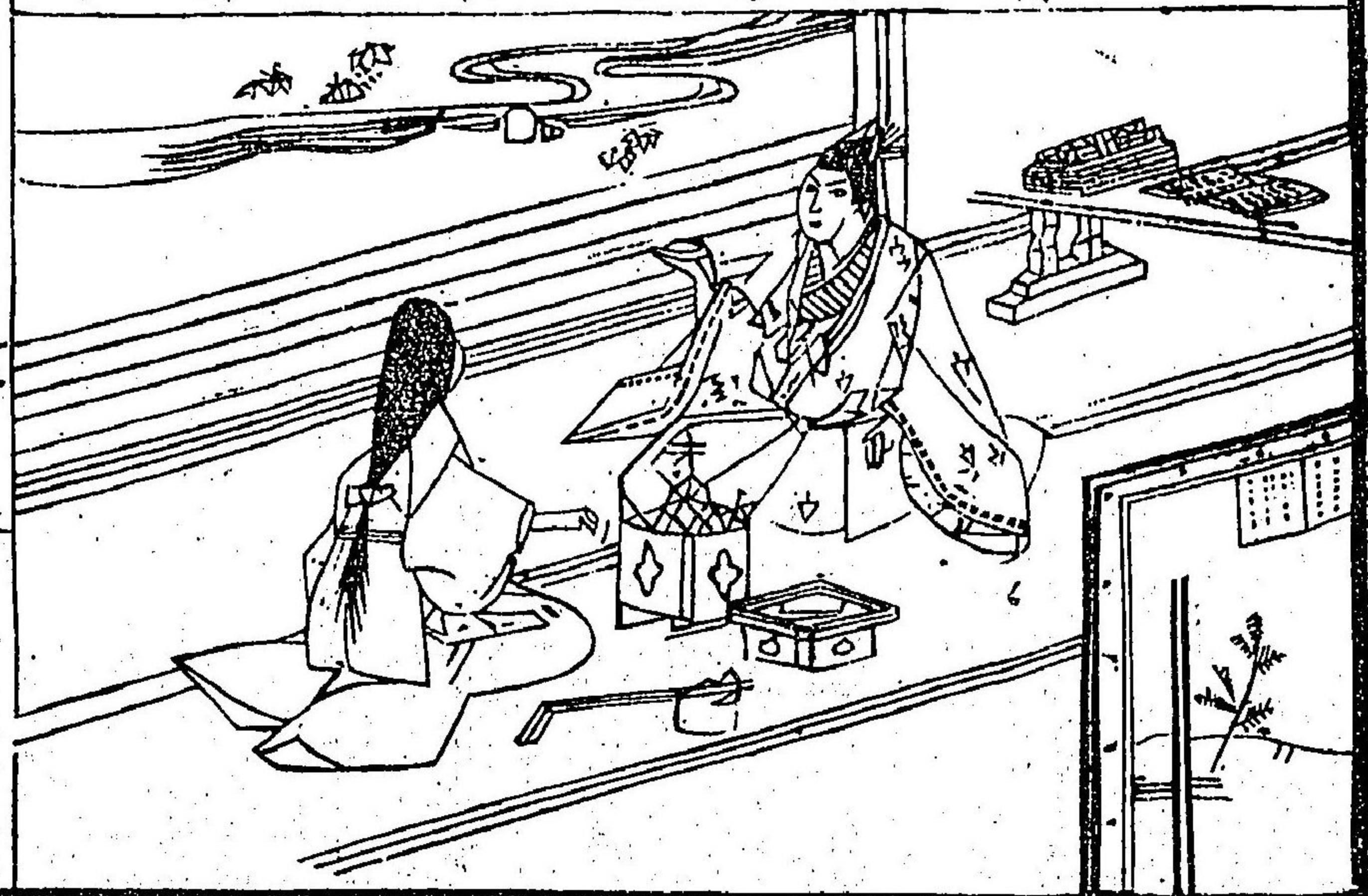
口を脱おきて高野山に落ちさせ玉へ至義光父
子の忠死いひたつるもあうく愚ありと謂ふ
座

○第十二課

延元の亂に瓜生保其弟義鑑源琳重照等兄弟五
人共し脇屋義治を奉りて主將とて越前の國松
山の城に據りて在りけるが敵將高師泰と戦ひ
て保義鑑等死したるしうを源琳重照等散卒を
収めて再松山に還りたるは城中の士卒残るる
をのいくばくもあけられ皆力あげ見えたる

保の母義
治を勸む
るさま何
如

を保等の母聊も憂ふる
色あつくし義治の前は
杯を持出でく云へらく
妾が児等不肖ゆて此
度の戦ひ敗を取ま君の
心を傷ましめたる然を
ども幸は二子死したれ
ば必し罪を謝するに
足れり児等もとより君
の為事舉げたるう



へハ、意の如く賊を平げまらんふた、たとひ千百の子を失ふとも、妾は於て更は悔ゆる所希し、今三子猶存し、てあせば、再事を舉ぐるは足れま、おを妾が哀を轉じて、喜とさる所也とて、酒を勧めたりければ、是を見るその感激せざるハ、無の事しとて、我、婦女子の性として、何事も一たび敗る時ハ、其氣忽沮して、志を喪ふ者多し、此人寡婦の身として、忠義の志厚く、愛子二人を失ひても、保舉を謀りて、聊も屈せざば、義治が將も挫んとさる英氣を勧め起したる、其忍耐の強き、男子も耻づ

る所あらざらぬ

○第十三課

職あらんものハ、誰も其勤を怠るま、た、事あらども、時は、粟田、左大臣の如く、あらまわしく、ある左大臣ハ、名を在衡といひ、さして才學の勝れたるふも、非ざれども、恪勤よにまさりたる人にて、内へ参るおとよ、車は文書を入ねて、見つ、行うれありけせハ、帝の問をせ、賜ふ程の事ハ、必明は御答申されしゆ、帝も深くおを感とりたまへり、或る雨風烈しき日、大内の人々、流石の在衡

在衡公の御答に滞らざる所以何如
在衡公参内し急り多き事何如

も今日もよも参らどあど云ひあへるその詞も
いさぐ終らざるよ、在衡、蓑を着、深沓をききて参
里た里ければ、皆人感ト何へ里けるとを、是よて
る朝暮の参内、急りあの里ーを見るべきある

○第十四課

元正天皇の御世、漆部司令史、文部、石勝と云ふ
者あり其長男ハ、祖父磨とて、年十二次ぎハ、安頭
磨とて、年九、三男ハ七磨とて、年七也、石勝、己が司
る所の漆を盗とたる事、露せりて流罪よ定められ
た里ーよ、三人の子供ら、官よ出で、申しけるを、

祖父磨等
の父の罪
を贖ふ事
何如

父石勝もとよ里貧
して生活たのむ處多
よよ里己等を養む
為よあふけるくも思
よ里てろくは罪を犯
たるべけきバ今其科
よりて配流せられむ
事ハ國家の大法故せ
む方無く侍れど其
やもみ見過はみ忍
びどして参出



祖父曆等
の願を聴
させ玉ふ
所以何如

でたり已等三人官の奴とあまて父の罪を贖ひ
奉る處一いので父に配流を赦し玉へと願ひ出
でたるけむる天皇勅し玉して人小百行あれど
も孝を以て先とし今祖父曆等身奴と為りて父
の罪を贖むむと欲を誠と慙むと堪へたる法一
人おためは枉ぐべきよハ非れども其願を聴ま
可しとして石勝の罪をバ赦させ賜へる

○第十五課

承和の頃山田古嗣として阿波外とありて其績世
に聞えたる人あり幼き時お母を喪ひて父獨り

古嗣見る
處の書を
濡し
所以何如

て里ある日韓詩外傳を讀て其中小樹靜せらん
と欲をせども風止まらば子養をんと欲せれども
親待とびといふ語ある所小至りてふと亡き母を
思ひ出で涙を流して書の濡るるを覺えざり
とぞかふる人ゆゑ從母に敬ひ事あるおと母の
如くありて父の喪せたる日を哀しみの餘り瘦
衰へたるさま常不異ありしに實小人の生を
限りあるその故我う養を盡せざる内小父母共
よ死んゆゑ其時悔ゆともうひあかるべしとれ
バ幼少よを善く此語を思ひて後悔せざるやう

急り無く孝行を盡はせ
子たるも此の道ふまを

○第十六課

舎人下野公助ハ敦行の
子みして射術の達者ま
るヲ或日右近の馬場ま
て賭弓有マシに三ツの的
皆射損トたり敦行常ま
ハ極めて子を愛まじ身
なれども是を見て省む



公助の逃
げむし
る所以何
如

をきあへぎ馬止の方ま走り行きて杖を取りて
公助を打つ敦行ハ八十餘の老人みて公助ハ若
く壯あるま逃げむと見せしめて二十計打たれ
た里人々いので逃げせよとてかくハ打たれ
るるぞと問ふは公助父の年八十は餘りたせバ若
腹立ちたる上ま逃るを追ふと躡き仆れもやせ
むと思ひて打ち伏せられたるありと答へけせ
バ人々涙を流して感トたりまべて父母老衰せ
は殊ま坐作行歩の間ま心を用めて顛躓の患を
るへりみるまと公助ヲ如くま

○第十七課

支那韓伯瑜と云ふ人母は嘗てうたゞ事あれども常は泣きながらを或時過ち有りて其母咎らつゝ泣きたる母怪して其故を問へば是迄うたゞ度おとよ身お痛ありと此のよびのいふあらぬ母の年老いて力おとろへ賜へる故ありと思ひ已と心弱くありて泣くありと云へり

伯瑜の泣く所如何

○第十八課

元禄の頃陸奥國大沼郡間田莊高田村と云ふ所

利三郎兄弟の父の病を救ふ情何如

利三郎吉十郎とて兄弟の孝子あり萬の事父の言ふに従ひて少くも己ら私を交へば父餅を好とけれバ兄弟常は朝疾く起き出で餅賣る家へ行き買ひ調へ懷中にくて走せ歸せ是其暖あるを進めむが為也朝夕の食も父食せざれば食をば食する時ハ父の口もとを守りて快く食されを喜ぶ事限あり或年父痼病を患ひたるは種々醫療を盡せども更は驗あり醫師を老病にて藥力及び難し此上ハ食物の禁忌も無用也何よても欲するふ任せよといへるに家内の者

共ら然る事と思へる域
兄弟之より従ふは妻子より
言ひ合せて厳しく食物
を撰び父の心より背くぬ
やう調へ進め何事をも
心を盡しければ其病遂
に癒えたり醫のうちに捨
てたるふ任せば一々兄
弟の心を盡したる事誠
ふ殊勝なるをされば領主



よる米若干を賜ひて其孝行を賞せられたる

○第十九課

正保の頃京都二條室町の富商ふ布袋屋與左衛
門と云ふ者あり若き時より酒を好むを父母度
々禁ぜしめども嘗て聞らば身の行不善の事ど
も多加りしが年五十より垂むとして始めて孝道
の重き事を知りて前非を悔い其より全身を慎
酒のむ事を止めて酒器の類凡べて手も取ら
ば後父病は臥したるふ與左衛門晝夜側を離れ
ず孝養至らぬ事無りしめども身老い病厚の

典左工門
行を改む
る事何如

與左衛門
後は大過
をさす
る所以何
如

一、つを三年を経て終に歿しぬ與左衛門哀む事
限なく家事を盡妻子に託し自一間に籠居て
母を見ゆるよ外ハ其處を出づる事ありさ
十日をのちを経て母歿し死したる後數年を経て
京を去り黒谷の麓に移り住みて農事を業とし
至年六十に餘りても猶父母を慕ふ心深く常に
同志の友に謂へらく我他念ありたゞ此身ハ父
母の遺体あるを何につけても身を汚し辱め
と勤むるのみ也さる故に今ハ大なる過ありと
せよを放蕩しつて父母の養をうへるをみま晩年

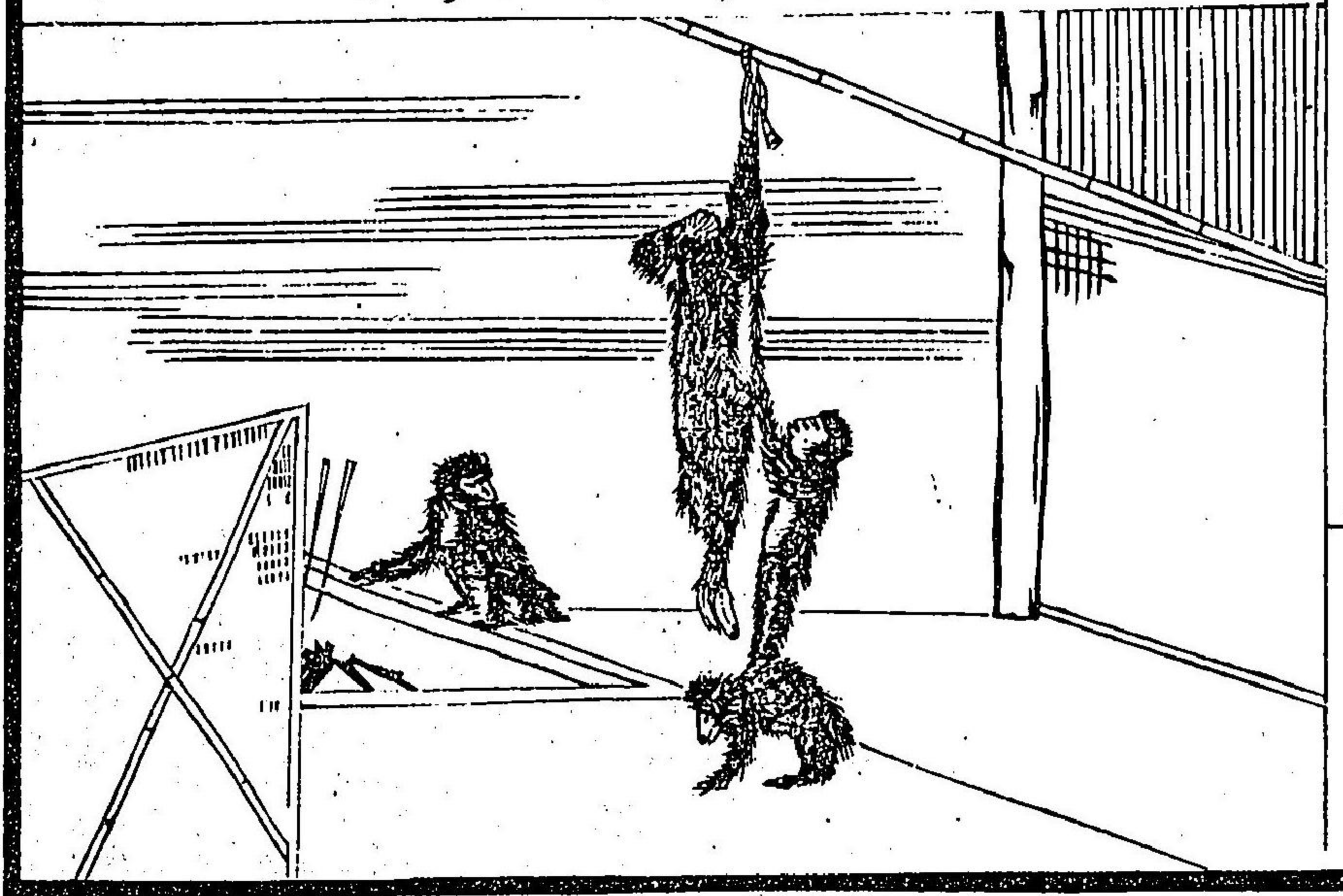
に至りて必心づきても猶俄に過を改む事を耻
てとつて居る間父母共は没し終身孝養を成
し得ざる徒らありし初ハ不孝に似たる事有
りとも非を悔い過を改めて速に善に遷らむ前
罪を贖ひ不孝の名をも雪ぐべきを與左衛門の
如き者少なきハ惜しむべきものとあらむや

○第二十課

信濃國伊奈郡入野谷村の獵人冬日獵に出でた
る大木の上は大なる猿の居るを銃炮して
打とめて夜家に歸りて明日皮を剥ぎ取らむに

猿の子は
其親の疵
を暖むる
心何如

冷え凍りてハ不便あら
むとて爐の上ハ懸け置
きたりーが深更に至り
て子猿ら多く來りて其
親猿の腋ハ取附きてッ
疹、代るく下りて下
の爐よて手を炙りて其
疵を暖めたり子の親を
思ふ事獸類と雖もかく
の如し人よして孝心あ



きは獸も及むぬを好といふべし耻ぢざる可
けんや

○第二十一課

支那春秋の時孔子の弟子は閔損と云ふ人有り
實の母ハ既ニ死して父後妻を娶り二人の子を
生めり損孝養闕くる事無けせども繼母甚之を
疾みて冬の寒きも己が生みたる子も暖ふ
着せて損ハ蘆の穂絮を衣服に入れて着せ
どせり或寒き日父他へ行く小車に乗りて損小
馬を御せたるは損寒きに堪へぬて鞆の綱

閔損の父
後妻の惡
しきを知
る所以何
如

を取至落せり父に責め
 らるせど手凍えて覺え
 ざる小よきてあま父を
 此をもて初て後妻の惡
 一き事を察し逐ひ出さ
 むと一たるよ損泣きて
 父を諫むるやう母はま
 ま時ハ只我一人のみハ
 凍えもまべけせど二人
 の弟ハ煖のあらんきも

閔損の父
 を諫むる
 言何如



を母去り玉をぐ三人共に皆養育ゆる者無のら
 むと止め一かを父逐ふ事を止め母も亦其よ
 里悔いて慈愛の母と成り三子を均しく養ひた
 りさせバ父母縦ひ子を愛する心あくとも子た
 るもの誠心を盡して急りあくとハ父母も亦終
 其心を和らぐ處一そ一何くまざる其子を悪
 て心を改すらざるハ子の誠心の至らざる故と
 思ひて怨み怒るあともあつはべー

○第二十二課

あつしきあのハ姑とおのんまべて身よのへ

子を思ふハ父母の情也
 西洋の或國はブラックと
 云ふ婦人あり吹雪烈し
 き日は稚子を腋に抱き
 て他より家へ歸らむと
 せしが凍えて路傍に僵
 せたり稚子ハ泣き叫び
 ていとむ方多くあされ
 る下より己の衣を脱ぎ

フ
ラ
グ
の
死
せ
る
事
何
如



て稚子に着せ暖めて救ひ得しはども母をバ救
 ふ者なきに依りて終り死しはる嗚呼此母其子
 を助けむとて着たる衣服を脱ぎて其身を亡ふ
 ふ至れりあせを見バ人の子たる者父母を思は
 ばバ有る可あらば

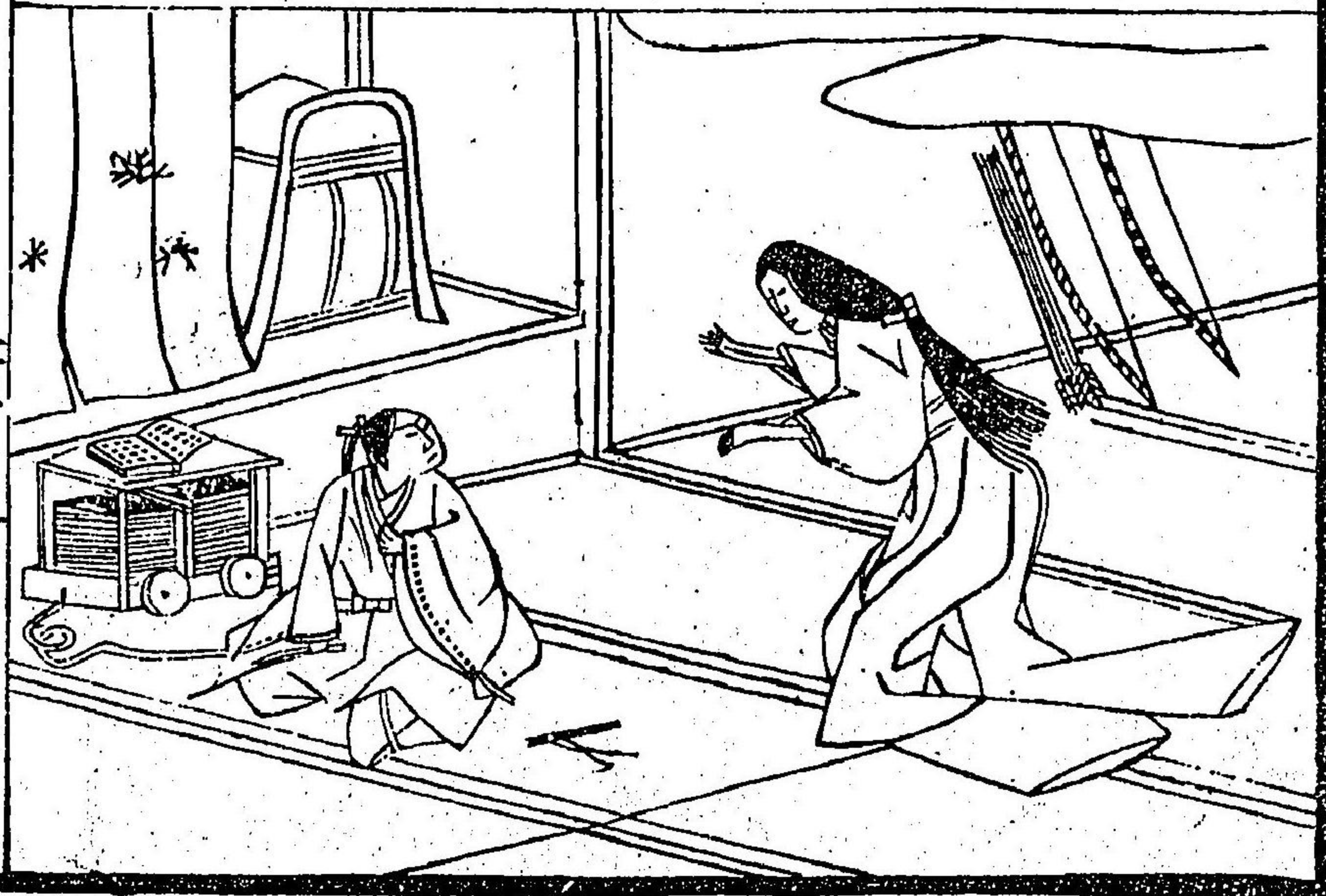
○第二十三課

楠正行ハ正成朝臣の子あり延元元年足利尊氏
 西國の兵を率ゐて都に入らむとせしは詔し
 て正成朝臣と新田義貞朝臣とを攝津國に遣し
 ませを討しむ此時正成朝臣櫻井驛に至り思

正成の正
行を教誡
如も言何

ふやう有里とて正行を召し懇に誠めて曰ハク
吾聞く獅子ハ子を産みて三日にいておせを千
仞の壑中に擠して其力を試ると今汝年もそ
よ十歳は超えたる心有らむよ一吾が一言を記
せよ此度の戦實は天下安危の分る所なれば
我も生きて再汝を見るべからば我死なば天
下ハ終は尊氏の掌握は歸まべし其時は當りて
汝苟くも身を保ち家を安せむのなめに我が
多年の忠烈を顧みば降を朝敵よ乞ひ未練の働
をして笑を衆は取る事あるれ一族徒黨の者一

人あまも生き残りて
あらむ限ハ金剛山の城
よ籠りて再義旗を擧ぐ
べし汝の孝行あるは過
ぎたる事ありとて河内
へ返り遣はたり正成
果して湊川の戦は死し
たゞけをば尊氏其忠節
を感して首を河内よ遣
れるふ正行之を見て悲



正行自殺
せんとも
る事何如

母の正行
を教ふる
言何如

またへむ直よ別室よ走る行くを母怪みて窺へ
ハ父ののぬみよ止めたる刃を手に抜き持ちて
自殺せむと構へるたゞ母驚きて走りよる正行
の小腕よとりつきて涙を流して誠へけるハ汝
幼くとも父の子ふらばあハかまの理よ迷ふ可
あらむ能々事のやうを思ひて見よ父の汝を櫻
井よ望まへー賜へるま汝の幼みして死よつく
を哀みてにも非ば又汝よ無き何と成とふらそ
せむ為にも非ま君のおましませむ限ハ殘黨を
集めて再勤王の兵を起せとあり汝まの何と

正行の遊
戯ま事
何如

遺言を承り還りて吾よ告げたる其辞今も耳
よ在る汝汝を俄よ忘れたりやのくまハ君の御
用よ立ち参らば履しとも覺えむとて刀を奪ひ
取里たまけせバ正行大よ感悟しそをせよる後
は遊戯まもも常ふ軍陣のうらちを設けて是
ハ尊氏を追ふ也是ハ朝敵を討つ也あと云ひて
聊の事よ至るまで此事をのみ業とて誓ふも
父此志を継むむ事を忘れば長まるとに及びて細
川山名等の賊を討ち高師直師泰の兵を敗る終
よ弟正時と共に戦死せり正行始め父の遺訓を

受くと雖も至孝の餘も其の死を坐視するに
忍びざりて自殺せむと志たり若此時其母の止
むる事あくも鸞鳳の卵を碎くも齊しく無二の
忠臣を空しく失ふべきを母の誠よよまて忍耐
の念を起し忠孝両全の子と成り上ハ宸襟を慰
め奉る下ハ乃父の志を継ぎたるハ父の訓ハ有
れども又此母の力よよまり

○第二十四課

孟軻ハ支那戰國の代々人として幼き時其家墓所
は近の里に故に軻常は墓間の事のみをしり遊

孟母三遷
の次序何
如

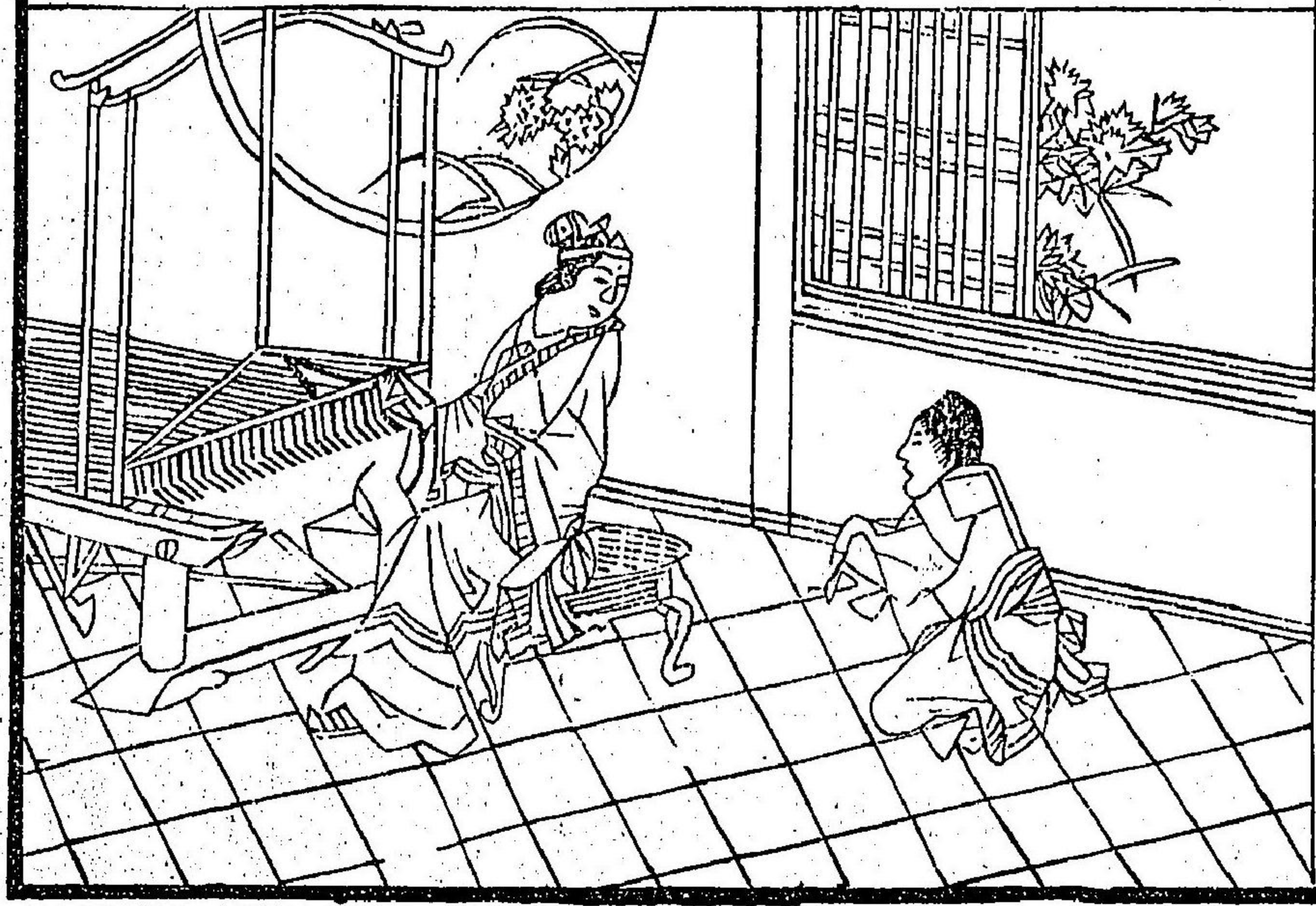
びけむバ其母心つきて此處ハ子を育つべき處
非ばとて市の傍に遷りたり軻も是より商
賈の物を賣買する状をして遊べり母も此處
も子を育つべき處に非むと思ひて學校の側に
遷りたりも軻乃ち俎豆を陳ぬ礼容を習ふを以て
遊とせしむる此處も子を育つべき處を以て
て遂に其處に居るを後ハ軻長じて他所に學問
せるも亦未熟して家へ歸りたり折節母ハ機
を織りおけてあまけるが軻は向ひて汝の半途
を以て學問を廢するハ我が此織を断つる如し

孟母の軻
を激する
言何如

と言ひて其機を断ち切
至たるに軻實もも恐
きてまゝ學問も志を厚
くして終る曠世の大儒
と成せり軻の母は如き
ハ婦女子中もハ能く子
を教へたるものとりふ
べきあり

第二十五課

英吉利はピールと云ふ



父のピ
ルを教
ふ事何
如

者あま童子たりし時其父口よりたがひて覺え
得らるゝ程何もても少しつゝ説話する事を習
えせまゝ安息日の説法をも記憶せらるゝ程づ
つ暗誦せさせたりをいめの程ハ進みゆくも少
のまゝかど覺ゆるふいたがひ漸々ふ増し年長
くるま従ひ其心を用ふるに慣せし記臆の力漸
く強く成り後ハ聞くほどの説法を暗誦せざ
る事あくて終る議院の辨論家の魁首たるま至
せり元來此ピールハ中等の材質あるまかく強
記しりて善く事を論ぶる程ふありたるハ幼時

と言ひて其機を断ち切
りたるに軻實りもと恐
れてすゝ學問は志を厚
くして終は曠世の大儒
と成せり軻の母は如き
ハ婦女子中ハ能く子
を教へたるものとりふ
べきあり

第二十五課

英吉利はピールと云ふ



父のピ
ルを教
ふ事何
如

者ある童子たりし時其父口よりたがひて覺え
得らるる程何もても少しつて説話する事を習
ふせむく安息日の説法をも記憶せらるる程づ
つ暗誦せさせたりをいめの程ハ進みゆくも少
のまゝかど覺ゆるふいたがひ漸々ふ増し年長
くるま従ひ其心を用ふるに慣れて記憶の力漸
く強く成り後ハ聞くほどの説法を暗誦せざ
る事あくて終は議院の辨論家の魁首たるま至
せり元來此ピールハ中等の材質あるまかく強
記しめて善く事を論ぶる程ふありたるハ幼時

よま其父の善く工夫を用ゐて慣習せしめし
たりてあり人の賢とあり愚となるも多くハ其
子の天然の生質よえりて其父母の教の善悪
よよきバ天下の父母たるものよく此に注意し
べき事あり

○第二十六課

恩を受けてハ必報せむ事を心かくべし中よも
主恩を殊よ重し伊東九郎祐清ハ父を祐親と云
ふ平氏譜第の士よて世伊豆よ住めり源頼朝平
氏の為よ流されて其國よ在りける時祐親事よ

よまておきを害せむとせしに祐清私よ其謀を
告げて避けしめたり後頼朝兵を擧げて鎌倉よ
據り坂東の將士悉屬せしよ及て祐親を虜し
至る祐親耻て自殺を頼朝祐清を召て曰く汝が
父の罪あるまら吾猶おれを宥めんとせり況や
汝の吾よ思はるをや汝吾よ屬せよと言ふ祐清
辭して吾ハ罪人の子よきバ死固より其分也吾
が嚮よ志を君よ通ぜし他日の報を望まむと
よは非きバ今將何の面目ありてり君よ事へむ
唯速よ死を賜ふべしと言へども頼朝猶おきを

祐清の頼朝は吾へ

祐清の戦死したる地の名何

殺さるゝ忍びぎ祐清又君とて吾を殺さばハ吾必
平氏の為ゝ君を射んとしよハ頼朝ハ一人の去
就何ぞ勝敗の數ハ與らん平氏は従ふまゝハ意
は任せよとて放遣しけむハ祐清京ハ往て平惟
盛ハ従ひ源義仲を越前國ハ拒て遂ハ篠原ハ戦
死せむ

○第二十七課

小宮山友信と云ものハ武田勝頼の家士なり或
時其朋輩と事を争ひて勝頼ハ訟なるに勝頼暗
劣もして士卒を使ふ方を知らば讒者の言も

たのひて友信を非理ハ落し、かを退けらむて
家ハ籠居せむかくて天正十年織田家の軍兵甲
斐ハ攻め入りける時主從纒ハ四十二人よて天
目山ハ落ち往きたるを友信其跡を慕ひ途よて
馳つきたるふ先ハ己と争ひたる者又己を纒
たる者皆既ハ逃げ去りて一人ハ止れる者よの
りけむハ友信慷慨ハ堪へば傍の人ハ向ひて主
さちハ讒を信じ我を棄てて用ゐたまは然る
を今我其難ハ従ひて死ふハ主の不明を入ふ顯
まよ似たるまゝとて其難を坐視して死を致さ

友信の郎
は死むる
所以何如

さる時ハ主従の義を害ふべし縦主の明を損ら
るも其義をたもふあふべからばとて四十二人
と共に國難は殉ひたる人の従者たる者ハ縦ひ
其主ハ非理ありとも之を以て俄ハ其思を忘る
べからば友信の如きものハ誠ハ節義の士と謂
ふべし

○第二十八課

世もも舊恩を忘るる其主の事あるハ臨みて忽
ち避け遁るる者も多きに江戸銀坐の街は住せ
し平野喜四郎の家僕彌兵衛と云もの主ハ事

彌兵衛其
主人はあ
まんと
て辛苦
多し情何
如

へしさままを實は珍し
けせ主の喜四郎を召
仕の悪事よきて伊豆
國三宅島に配流せらる
たる彌兵衛別を悲し
てゆので今一度主人ハ
逢むむと志を碎き案
づきて船漕ぐ事を習練
し其時の海賊方小笠原
彦太夫と云ふ者の組の



水手と成り三宅島の船便を待ち得て辛く渡島し本意の如く年来用意せし物も若干を遺りたり後喜四郎赦しあひて歸府したる時彌兵衛有る限の財を以て主人の資用を助け供給甚懇切ありいとぞいやりき身も主を思ふ情深きものハのく思ふ背のぬ行のおのづから出来るも致あり

○第二十九課

大坂葉山町の鍛冶八兵衛が妻重病より死なむと一たる時其家より久しく飼へる猫ありて暫く

八兵衛が家の猫の死し事何如

も床邊を離れむある日病人猫ふ向きて我を頼て死なむべし我が無き跡もくハ我が如く汝を愛する人有らざるべけせバ今より何方へありとも行きや愛せらせよと云ふハ病人死し後彼猫葬を送りて行きたるを追ひ返しけせバ家よりへきて自舌を齧り切りて死したる畜類と雖も心有るハかくの如し人たる者主恩を顧みむて可あらむや

○第三十課

袈裟ハ源渡の妻あり其頃遠藤盛速と云ふ士何

袈裟の衣
川の谷ふ
る言何如

多けるがある日他へ往く路よてまからばも袈
裟を見よ忽戀慕の心起りてやまば袈裟の母
は衣川といひて盛遠の叔母ありけむ其家よ
至り却して袈裟を得むとせよ衣川驚き怖せ
汝我を殺さば今夕必汝を袈裟よ逢ませむと約
して盛遠を返さく袈裟を召びて委せ盛遠の
意をのべ且一小刀を授けてむせ盛遠の言を聴
るむハ彼必我を殺さむ今彼の手よ死あんよ
を寧汝の手よ死あむ汝亟に我を殺せといへ
袈裟悲に堪へむしそ子の親よ代りて死まむハ

袈裟の盛
遠を結
言何如

固より其分あれバ兒よ
く計るむ必憂む賜ふふ
と言へる日暮よ及びて
盛遠来りけむ袈裟結
きて夫あらん内よ他人
よ従ふ者後ろめくき業
多し今夜渡り髪沐ハ
せて酔ふ臥さむべ
君潛り寝所ふ入る髪を
探りて殺しなむと云



袈裟あはらの夫おとこはかたきく
て死しまう
情何如どうぞ

ひて家いへに歸かへり渡わたり酒さけを勧めすすめてふきせ置きおき自みづから
が髮かみを解とき洗あらひ夫おとこの服きぬをきく卧ふしたる威い遠とほ夜よ
半なかに入り來きてたやましく首くびを斬きり持もち出でてくよ
く見みるよ案あん違ちがひて袈裟あはらありけせば大おほき悲かなし
直ただし僧そうと成なれり是こゝ即すなはち文ぶん覺かくまり袈裟あはら一ひと女子むすめを以もつ
て其身み身を殺ころし親おやの難がたを救すくひ夫おとこの命いのちも代かりたる
其その孝行こうぎやう貞操せいそう世よに倫りんひるべきものといふ也なり

○第三十一課

人の妻たるもの平居内をおさめて其夫おつあ
へ事ある時ハ節を守りて難に殉ふべし支那宋

雍氏其夫
と共に死
す事何
如どうぞ

恭宗の時池州の守趙昂あきの妻つま雍氏おのと云ふも
のあり元兵池州を攻むる事嚴げんしきゆ名城兵降
る者多あり昂あきに昂發防禦至らざる所無けれど
も今ハ術竭きて事の濟いさを可いからざるを知ら
酒さけを設たけて親族朋友しんしゆくともと訣別けつべつし且かつ雍氏おのは向むかひて
城しろを破やぶれむと然しかれども吾われハ守臣しゅしんありて
理ことよ於おて去さる可いからざる汝なんぢハ先まに出いでて走はりて難がたを
免まぬる也なりと言ふに雍氏君ハ宋の忠臣と為りて
我獨忠臣の妻たる事能ハざらむやとて聽きるが昂
發笑はつせうひて此こゝ豈いかで婦人女子の能あたくはる所ところあらむや

と言へど雍氏ふほきおびて然らる吾君に先
だちて死なむと言ひて少くも屈する色あり明
日城果しえ落たまければ雍氏夫と共に縊れ
死したまはとぞ

○第三十二課

越中守細川忠興の夫人ハ明智光秀の女あり光
秀弒逆の罪人たるを以て一度離別せられしを
豊臣氏の命よもきて復歸る事を得て大坂の邸
に居たり石田三成密に謀を上杉景勝に通じて
兵を陸奥國に起さしむるよ及て忠興も諸將と

忠興の夫
人の父の
姓名何ぞ

興は徳川氏に從て東に
下りけむば三成事を西
に擧げんとして思へら
く諸將の妻子を城中に
取入せて質とせむ必心
を翻して徳川氏に負く
者多からんと先使者を
忠興の邸に遣はせ世の
中物騒がしく候へば疾
く城中に來らるべしと



言ひ送りぬ夫人忠興出陣の留守なれハ唯此儘
よ居候をんと辭しけせども三成聽おびして使
者再三よ及べり夫人ハ老臣等を召て汝等知せ
る如く殿の出陣し賜ふ時能く此邸を守りてよ
と仰せ置うれとふいひてう他人の召しよ應
むへき若強ひて城中よ取入せんとせらば潔く
自殺せんとして縦令何如ある罪を蒙るとも此處
をバ立去るまじと答へけせハ三成大よ怒り兵
士三百人を遣して捕へ來らしめんとせ夫人あ
邸内の老少をバ悉逃去らしめ門を鎖して待居

夫人の死
まゝ時二
子よ論し
かゝ語何
如

たるよ三成の兵來り攻むる事急ありけせバ十
歳ある男兒と八歳ある女子とを膝近く召ひ頭
を撫で御身等ハ稚くとも武將の家よ生れし
れバ善く聞賜へ死まべき時よ死せざれば死よ
勝る耻有りと云へり今あそ死まべき時あれと
て二人とも刺殺し其身も自害したり是より三
成諸將の妻子を質よ取るあそを思ひ止まりぬ
是全く此夫人の節義よ因りてあり

○第三十三課

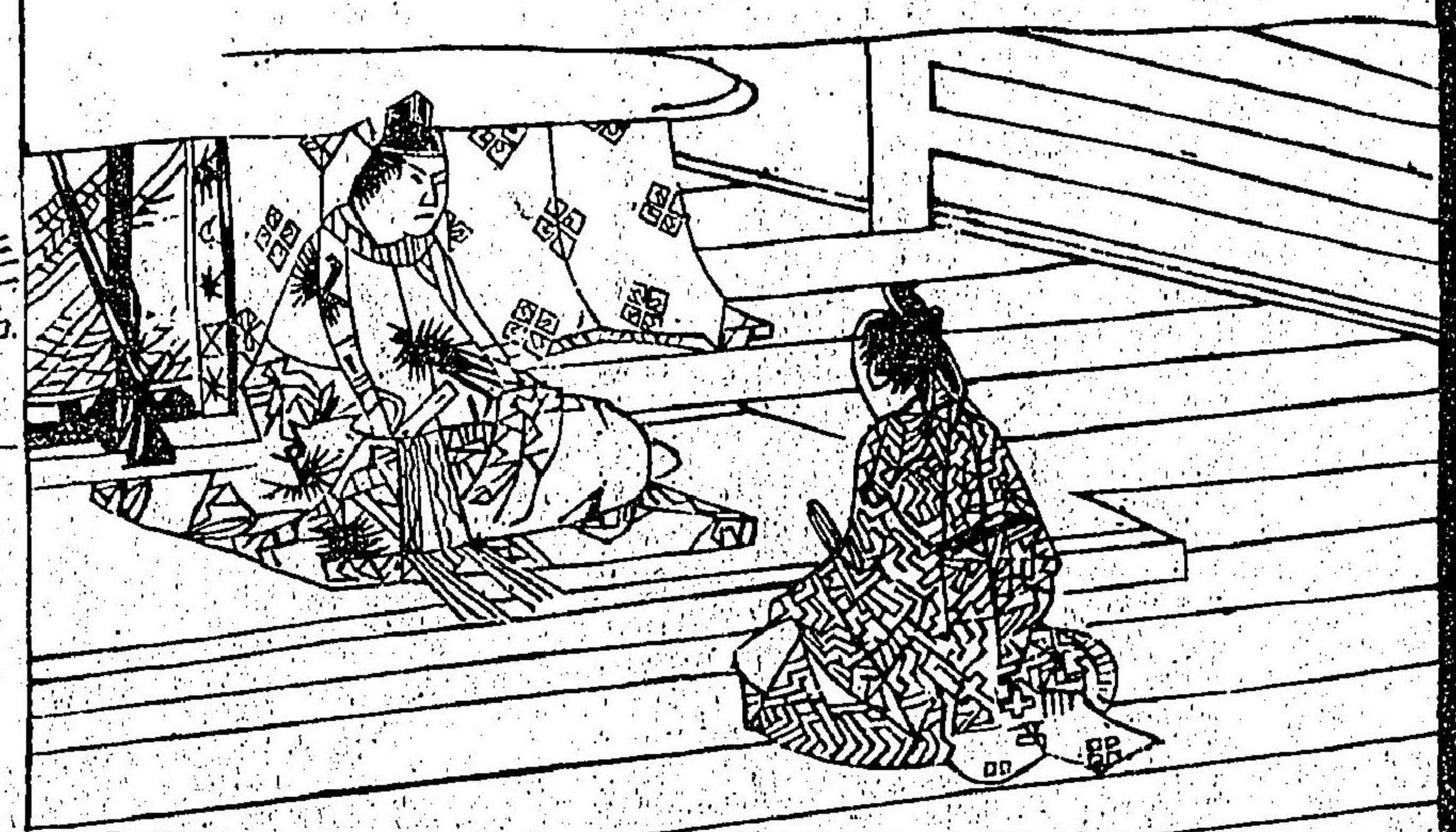
應神天皇の御子よ大鷦鷯尊菟道稚郎子皇子と

稚郎子皇
子の御位
を譲り玉
ふ所以何
如

て御兄弟おハ一ませ皇御弟菟道稚郎子皇子ハ
先^チに皇太皇に立ち賜へるよ天皇崩御一賜ひて
後御位を大鷦鷯尊よ譲り玉ひて天下よ君と
て萬民を統御する事ハ徳多くてハ稱ふをうら
げ我ハ弟あるが上よ徳寡一いので天業を嗣の
む御兄ハ仁孝感^ぶて御齡も長ド賜へバ誠よ
天下の君とありままよ足せり先帝の我を立て
て太子と為賜へるハ唯愛を以ての事也兄ハ上
よ一て弟ハ下ある事ハ古今の典多を願くハ御
兄天位を嗣ぎ玉へとのたまへ候よ大鷦鷯尊固

大鷦鷯尊
の辭一玉
ふ所以何
如

く辭み賜ひて我不賢ふ
皇と雖も豈先帝の命を
ま^くく弟玉の願よ従を
むやとて承け賜をば如
此互よ譲らせ賜ふ間よ
既よ三年を経たまけを
を皇太子御兄の御志の
奪ふ可あらざる事を知
る一^き一いつまを生き
て天下を煩さんやと詔



たすひて自盡したる大鷦鷯尊驚きて慟哭
したる事限多けれどせん方無くて即て難波
高津宮よして天位よ即ち賜へり

○第三十四課

支那の晋の代は王祥王覽と云ふ兄弟ありしが
覽の母を祥の継母ありければ母覽のみを愛し
て屢無道を以て祥を苦しむるは覽ハ兄は事ふ
るはと少しも怠らば母を時として祥を咎う
つはと有れば覽必泣きて諫むる故は母の無道
も少しは止む事有りけり其祥を苦使する毎ふ

母の覽の
みを愛し
て祥をハ
悪む所以
何如

母の祥の
毒を使ふ
事を止め
たる所以
何如

ハ覽必兄と共に使われず非理を以て祥の妻
を使ふ時ハ覽の妻も往きて同くくまると故は母
せむ方多くて使ふ事を止めたる後祥が譽高く
ありたるを母疾みて暗うは毒酒を飲せて殺さ
むとしたるを覽察して其酒を取らむと為るは
祥ハ與へざるは覽強ひて奪ひてあきをう
ち及せざるは後覽ハ母の祥を毒殺せむ事
を恐れて母より祥の食を與ふれば必ず嘗め
驗みたるは故母は毒殺する事を得ざりしとぞ
かく兄弟互は孝行友愛の心深きよりて其名

各顯れて祥ハ太保ニ進ミ覽ハ後ニ光祿大夫ニ
成リたを兄の弟を愛シ弟の兄を敬するハ人の
倫也祥兄弟の行ハ實ニ世ニ模範と謂ふべし

○第三十五課

兄弟ハ同胞として其親シき事他人の比ニ非ざれ
バ其憂を見てハ互ニ救ふべきハ固より也とを
を稚きものといへどもよく心を着けむハ
危かざる佛蘭西ニルウシイ、ロームと云ふ女子
何里容色美麗として清けきども儼服を着たる
者あるが流民ありとして裁判所ニ送らむを其

ルウシイ
の裁判所
ニ送られ
し所以
何如

時ルウシイ我ニ父母ニ後せて朋友もあし只一
人の弟あせども未弱年あせバ我が生業を助く
可き程の事を為出さ事も能く故に流離さ
し至れる也裁判役の曰く汝ハ家なき者として
市街ニ於て乞食されバ流民ニ異る事無しと云
折檻院ニ送らんとするに折節側より一人の小
童勇しげある顔色ふて出來り我此處ニ在り我
が姉憂ふる事勿せと言ひて裁判役の前ニ立て
る裁判役の者之を見て汝ハ誰ぞと問へバ我ハ
此處ある小女の弟ジャームス、ロームと云ふもの

あまると答ふ又年ハ幾許かと問へバ十三歳也と
 以ふ汝何の用有るや此處は來たるかと問へバ
 他事ハ非び我今姉を供給せむべき道を得たる故
 取り返さんか為る來たる也と云ふ裁判役の者
 然らバ汝姉の為ハ刻苦せよ去せど汝の姉は流
 離せる所由をバ辨解せむふ有るべうらばと諭
 せむ我母固より病きて有るの十四五日前の
 嚴寒は堪へ兼ねて終ふ歿したる故ハ困難の餘
 り思ふ立ちて職人と成り姉を扶助せむと思ひ
 て刷工の許は行きて弟子とあまをれより毎日

ジヤーム
 スの姉を
 養いたる
 事何如

晝ハ我が食の半を遺り
 夜ハ我が卧床を寝させ
 て供給しあきたせども
 姉ハ多量食物の不足を
 る故もや市街に出で
 乞食したる故も遷卒を
 捕へられたる也我是も
 於て更ふ善き業を尋ね
 たるも我を養ひて一月
 二十フラングの錢を



與ふる所を得しむ故ふ此二十フランダの錢を以て姉を扶助せむとまゝるまゝと言へ里此時まで猶姉と處を隔てあきたりふジャームスロームと裁判役に向ひて我ハ姉の側は往らむと思ふを何故は近づく事を許し賜をぬぞといふに裁判役此友愛の心は厚きは感してルウシイを赦したまはせむ互は抱持して涙を流せるとぞ兄弟の情ハ何國もてもあらざるものを知るべし

○第三十六課

義家の學問は志したる所以何如

源義家陸奥國數年の戰終りて後宇治殿に参りて戰の物語しけるを大江匡房卿物陰より聞きてあはれ才有る武者なせども猶軍の道をハ得知らばと獨言せしを義家の從者聞きて其出づるをもちて云々と語りけむ義家ハ怒れる色も無く定めてより有る事あらむとて匡房の許にゆき直に弟子に成りて學問たり後義家出羽の國金澤の城攻の時一行の鴈前田に下りむと為たるが俄は驚きて行を乱して飛び返るを見て先年匡房卿の教は飛雁行を乱さハ野は伏

兵ある也と言われたる事
有る此野は必敵の伏兵
有る處として四面より
搜ふさせしは果して敵
三百餘騎隠せしありた
るを見出し大捷を得ぬ
是此時義家學の益有る
事を知りて吾先は匡房
卿の教を受けざるは殆危
の至あるといへる義家



義家の難
を免せし
る所以何
如

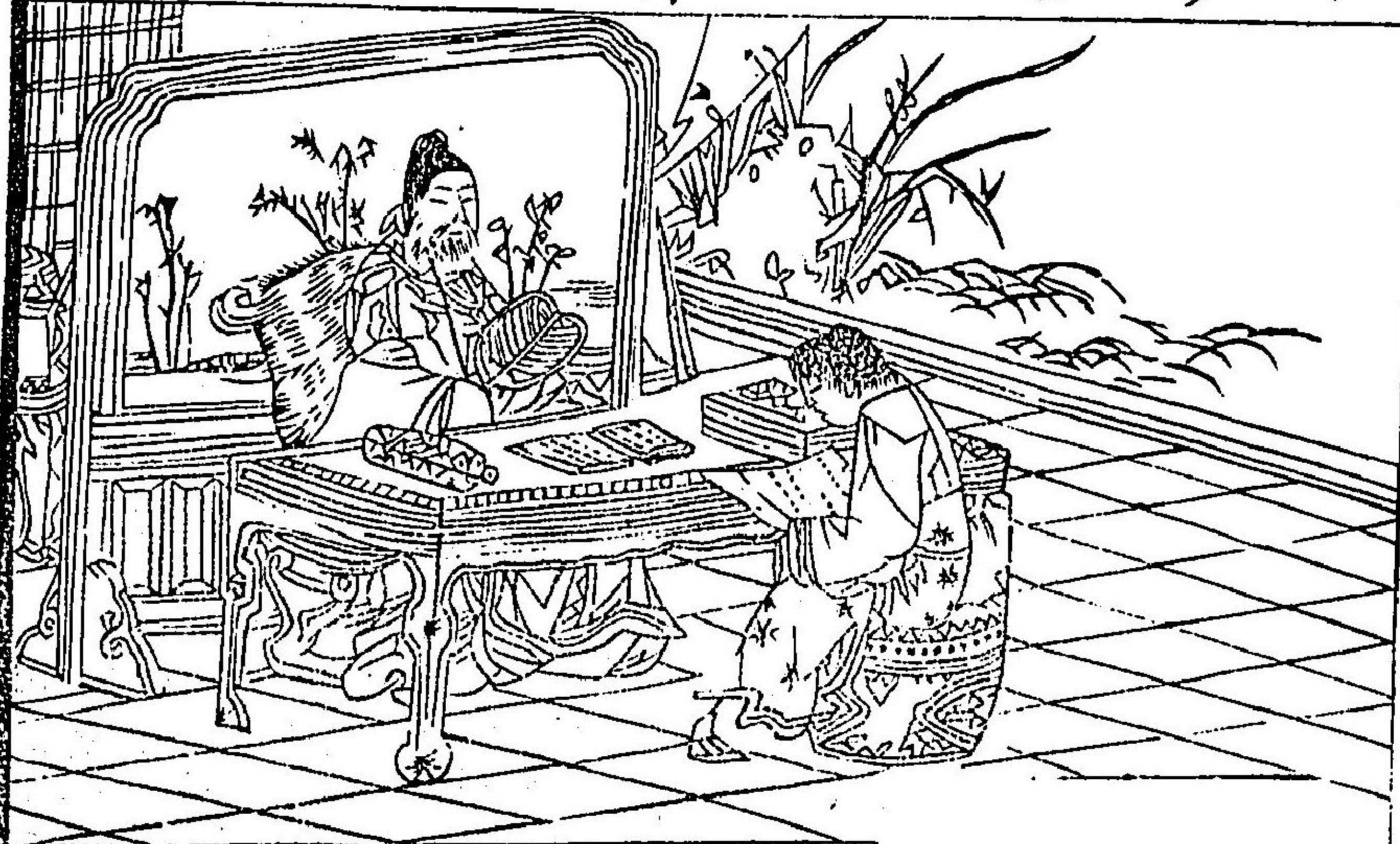
己を屈して問ふ處とを耻ぢざる故は如是危難
を免られたれば誰ふても學問無くては有るべ
からざる事此を以て知る可きあり

○第三十七課

支那の魏の李謐を以て四門小學博士孔璠は師
事して學問倦む事無く勉勵して止まざりし
を所有經史百家の書盡く歴覽して年未三十
らざるは其師璠より學業なるを人超えけ
ば後より璠のへりて謐はつきて業を請ひたり
功を積む事久しく志を怠らざる時ハ其師は超

古人は勝
らんことを
工夫何
如

ゆるも難うらび凡て平
常行事讀書の時も當り
て先は其事を行ひたる
人其書を著したる人よ
るも一層上に出でむの
志を起して何事をも苟
且あらざるやう思を潜
めて考ふべし古昔の大
才有るも未曾有の發明
を著したる人と雖も生



古昔の大
發明を著
したる人
の工夫何
如

れ多のらよして然るも非をよしく小を積み微を
重ねて後よ成し得たる者多れハ聊々物よ倦む
心無し日々月々よ進歩せむ事を思ふべし

小學讀本 卷四 終

小學讀本 卷四

北爪有卿画

明治十五年九月二日
同 年同月 翻刺御届
刻成發兌

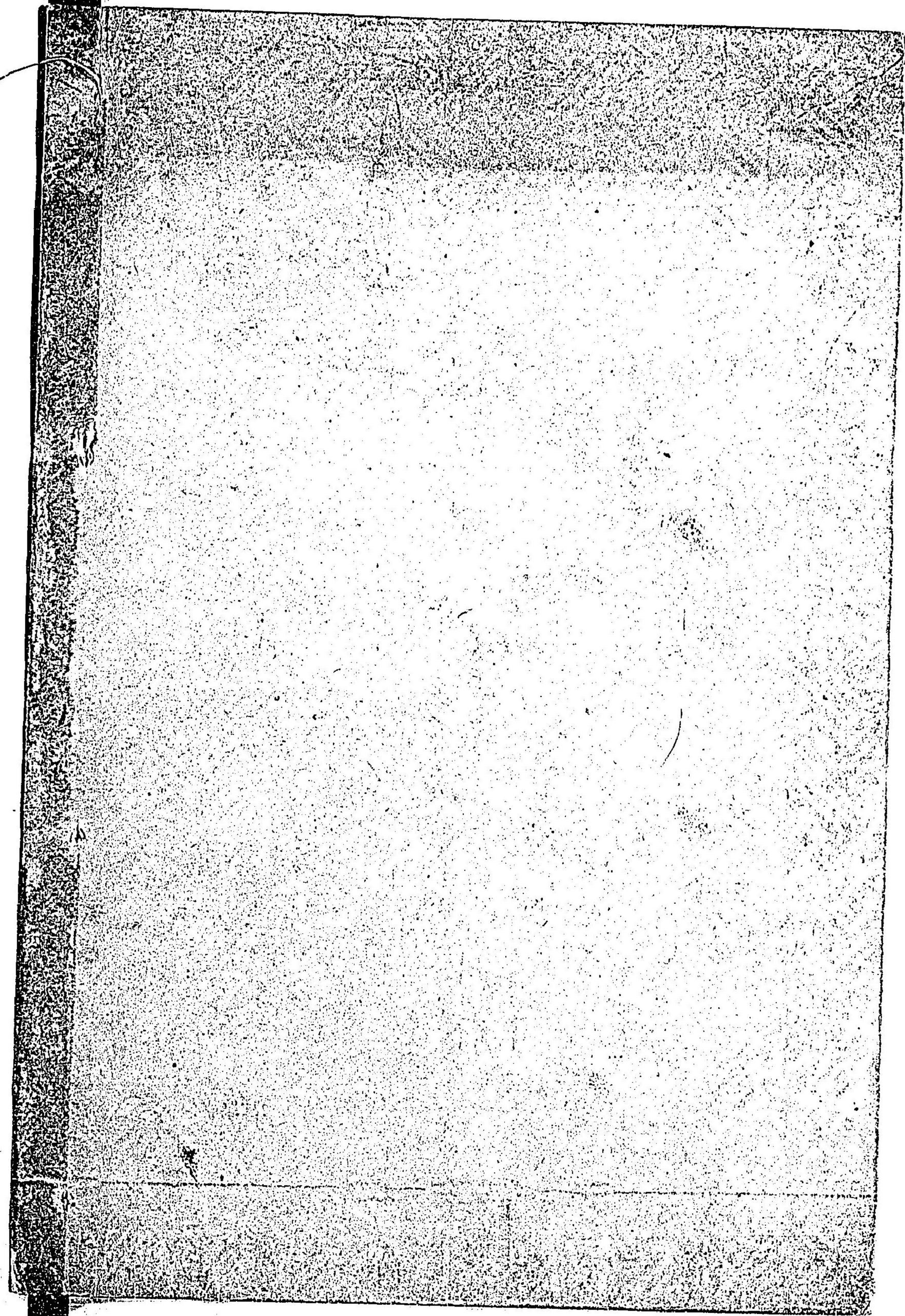
翻刺人

滋賀縣平民

澤 宗治郎

滋賀郡大津丸屋町第拾二番地

定價金八錢

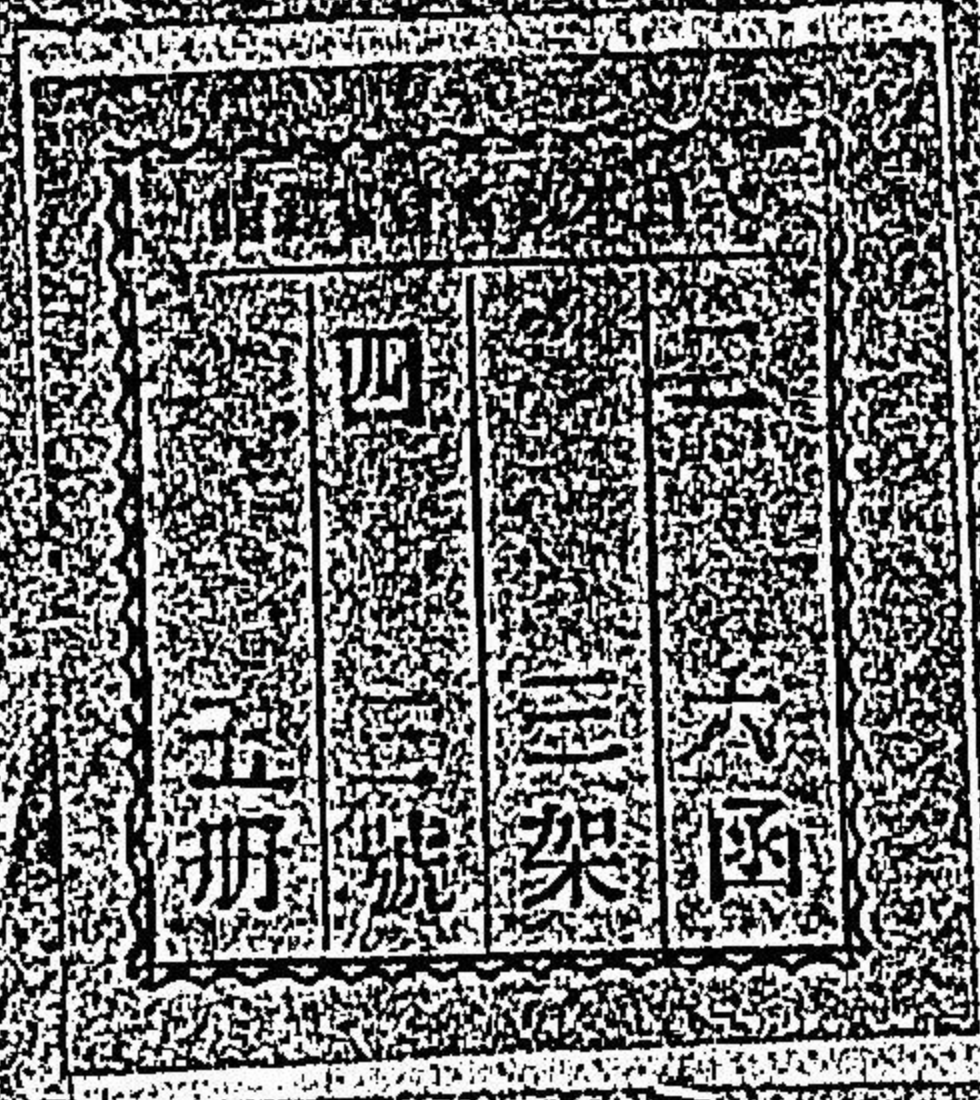


翻刻
小學讀本

四

特34

970



081661-001-8

特34-970

小學讀本 卷4, 5

那珂 通高

稻垣 千景 撰

M15

DAC-6473

